

佐野市公民館等自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書

- 1 件 名 佐野市公民館等自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約
- 2 納入場所 植野地区公民館 外 1 1 施設（詳細は別紙のとおり）
- 3 入札想定品（AED）
 - （1）日本光電工業株式会社製 カルジオライフ AED-3100（または後継品）
 - （2）フィリップスエレクトロニクス社製 ハートスタート FRx（または後継品）
- 4 数量 賃貸借台数 1 2 台
- 5 機器 1 台あたりの構成
 - ① AED 本体（バッテリーを含む） 1 台
 - ② 電極パッド 成人・小児共用 2 組（予備 1 組含む）
 - ③ 救急セット 1 式
（はさみ、人工呼吸用マウスピース、剃刀等の除毛器具、ペーパータオル、手袋）
 - ④ キャリングケース 1 台
 - ⑤ 取扱説明書（日本語） 1 部
- 6 賃貸借期間 令和 5 年 9 月 1 日～ 令和 1 0 年 8 月 3 1 日（6 0 ヶ月）
地方自治法第 2 3 4 条の 3（長期継続契約とする）
- 7 納入期限 契約開始日の前日までに別紙一覧に記載の場所に納入すること。
（納入の日時については、各納入施設へあらかじめ通知し、調整すること）
- 8 機器仕様書（機能・性能）
 - （1）新品・未使用の装置であること。
 - （2）J R C 蘇生ガイドライン 2020 に対応していること。
 - （3）薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を受けた医療機器であり、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
 - （4）二相性波形による除細動器であること。
 - （5）小学生～大人/未就学児モードに切替えることができる機能を有すること。

- (6) 日本語による AED 操作手順および心肺蘇生手順の音声ガイド機能を有していること。
- (7) 電気ショックが必要と機器が判断した後に、電気ショックを行うことが不要な心電図波形に変化した場合、自動的に電気ショックを中止する機能を有すること。
- (8) 電極パッドは、あらかじめ本体に装着された状態であること。また、予備の電極パッドはキャリングケース内に収納されていること。
- (9) AED 本体、バッテリー、電極パッドの状態を毎日自動でセルフチェック（自己診断）を行う機能を有しており、その結果をステータスインジケータ等により確認できること。異常時は、ステータスインジケータの表示やアラーム音にて知らせる機能を有すること。
- (10) バッテリー容量等の状態をステータスインジケータ等で容易に確認できること。
- (11) 保証期間を5年以上有していること。

9 取扱説明

- (1) 納入に際し、各設置施設担当者と打ち合わせを行い、職員に対し、本体および付属品等の取り扱い説明を十分に行うこと。説明は必ずそれぞれの納入先にて行うこと。
- (2) 納入後、各設置施設から申し出があった場合、随時、機器使用について説明や修繕等の対応を含むサポート体制を整えること。

10 消耗品

- (1) 使用期限のある消耗品の定期交換については、交換時期ごとに速やかに実施すること。また、その費用は契約金額に含むものとする。
- (2) 交換によって不要となったバッテリーや電極パッドは、回収し処分するものとする。

11 保証

賃貸借期間中に A E D 本体および付属品に故障や障害等が生じた場合は、無償で速やかに現状の復帰に努めること。

12 賃借料の支払い

賃借料は毎月後払いとする。

13 その他

- (1) 賃貸借期間満了後は、各設置施設から機器を引き揚げること。またその費用は契約金額に含むものとする。

(2) 搬入、設置、取扱説明および搬出等に係るすべての費用は、契約金額に含まれるものとする。

(3) 賃貸人は賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険又は当該物件に該当する保険契約を賃貸人の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新すること。ただし、一般的な動産総合保険に定める保証以上の保証をすることを確約し、契約時にその旨定めることができる場合にはこの限りではない。

(4) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

別 紙

A E Dを設置する施設一覧

No.	設置施設名	住所	設置台数
1	植野地区公民館	寺中町 2297-1	1台
2	界地区公民館	馬門町 1510-1	1台
3	犬伏地区公民館	犬伏下町 1798	1台
4	城北地区公民館	堀米町 1173	1台
5	旗川地区公民館	並木町 957-1	1台
6	吾妻地区公民館	村上町 9	1台
7	赤見地区公民館	赤見町 3082	1台
8	田沼中央公民館	戸奈良町 1-1	1台
9	葛生地区公民館	葛生東 1-11-15	1台
10	常盤地区公民館	仙波町 167	1台
11	氷室地区公民館	水木町 846	1台
12	佐野市保健センター	大橋町 2042	1台
合 計			12台